

## 自己評価報告書

平成23年 4月13日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20530064

研究課題名（和文） 時効法改正に向けた立法論的研究

研究課題名（英文） The Comprehensive Research on the Legislative Aspect of the Law of Prescription.

研究代表者

松久 三四彦（MATSUHISA MIYOHICO）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10142788

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：時効、取得時効、消滅時効、除斥期間、時効期間、時効の援用、時効の中断、時効の停止

## 1. 研究計画の概要

本研究は、わが国の現行時効法の意義と判例・学説の到達点及び議論されている重要問題に関する解釈論を網羅的に再検討し、諸外国の最近の改正の動向を比較研究することによって、わが国における民法改正による時効法のあり方を探求し、時効法改正作業に学問的に寄与することを目的とするものである。

## 2. 研究の進捗状況

(1) オランダ新民法典（1992年施行）、ケベック新民法典（1994年施行）なども視野に入れつつ、主として、ドイツ新消滅時効法（2002年施行の改正民法における時効規定）、フランス債務法改正準備草案（2005年司法大臣提出）、ヨーロッパ契約法原則（2002年公表の第3部第14章「時効」）、ユニドロワ国際商事契約原則2004、韓国民法改正草案（2004年公表）における時効法（案）を検討するとともに、これら各国法およびモデル法と日本法を対比し、わが国の時効法との差異と優劣、いずれを選択すべきか、第3の制度設計があるかという視点からわが国の時効法の妥当性を研究するとともに、中断・停止等の個々の制度のあり方を検討した。

(2) それにより、わが国の時効法改正に際しては、取得時効と消滅時効に共通する総則を置き、現行の中断事由の多くを停止事由とし（現行の権利行使型の中断事由を全面的に停止事由とし、また交渉も停止事由に加えつつ、再進行事由を除いて停止はすべて完成停止とするなど）、損害賠償請求権の消滅時効規定を統一することが望ましい等の結論に

いたった。

## 3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進展している。

1970年代半ば以後の時効に関する条約・各国の立法と改正案・モデル法を、消滅時効の要件・効果、時効総則の有無、時効観の観点から分析・検討することにより、近時の国際的動向を知ることができた。翻って、わが国現行時効法および判例・学説の分析から得られた知見を総合することにより、望ましいと考える時効制度の骨格を固めるに至った。

## 4. 今後の研究の推進方策

時効制度を考えるうえでその基盤となる存在理由を探求するには、まず、現在果たしている機能を知ることが必要である。そのためには、時効の援用が信義則違反ないし権利濫用とされる事案の総合的な研究が欠かせない。今後は、主に、ここに焦点をあてて研究する予定である。

## 5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計29件）

松久三四彦 「債権時効」ジュリスト、査読なし、2010年、128～135頁。

松久三四彦 「ミニ・シンポジウム：世界の時効法の動向 総論—企画の趣旨」比較法研究70号、査読なし、2009年、158～163頁。

松久三四彦 「ミニ・シンポジウム：世界の時効法の動向 総括—イギリス、ケベック、

ドイツ、フランスの新消滅時効法の比較と分析」比較法研究70号、査読なし、2009年、189～194頁。

松久三四彦 「時効中断および停止の基本構想」別冊NBL122号、査読なし、2008年、13～22頁

松久三四彦 「民法724条後段の起算点及び適用制限に関する判例法理」円谷峻・松尾弘編集代表『損害賠償法の軌跡と展望[山田卓生古稀記念論文集]』日本評論社、査読なし、2008年、47～78頁。

〔学会発表〕(計2件)

松久三四彦 「時効中断および停止の基本構想」、日本私法学会、2008年10月13日、名古屋大学

松久三四彦 「世界の時効法の動向 総論」・「世界の時効法の動向 総括」、比較法学会、2008年6月7日、大阪大学

〔図書〕(計1件)

松久三四彦 『時効制度の構造と解釈』(有斐閣、2011) 634頁。